

こんにちは！保育コンシェルジュです！

私たち保育コンシェルジュは、みなさまの保育に関するご相談をお受けし、園選びをスムーズにできるようお手伝いします。

今回、保育所や認定こども園、幼稚園への入園を希望しているけど、「何から始めたら？」「手続きは？」という方に制度や申込みなどについて、基本的なことからお伝えしていきます。

今回は、認可保育施設と幼稚園との違いについてです
認可保育施設は、「保育所」「認定こども園」「地域型保育」に区分されます。

今回は
認可保育施設と幼稚園
との違いについてです！



幼稚園
3~5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用できる保護者：制限なし

利用時間：昼過ぎ頃までの教育時間に加え、施設により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施

※新制度へ移行していない園もあります

保育所
0~5さい



就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

利用できる保護者：共働き世帯、親族の介護など、家庭で保育のできない保護者

利用時間：夕方までの保育のほか、施設により延長保育を実施

認定こども園
0~5さい



幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設

利用できる保護者：【0歳から2歳】保育所と同じ、家庭で保育のできない保護者

【3歳から5歳】制限なし

利用時間：【0歳から2歳】保育所と同じ利用時間

【3歳から5歳】昼過ぎ頃までの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施

※大半の施設が幼稚園ベースなので、行事の振替休日や平日の参観等があります

地域型保育
0~2さい



保育所より少人数の単位で、0歳から2歳の子どもを保育する事業

利用できる保護者：共働き世帯、親族の介護など、家庭で保育のできない保護者

利用時間：夕方までの保育のほか、施設により延長保育を実施

小規模保育：少人数（定員6人から19人）を対象に、家庭的な雰囲気に近い環境のもとで、きめ細かな保育を行います

※駅から近い場所やビルの一室に設置されていることが多いです

※3歳クラスに進級する際、幼稚園や保育所への申込みが必要です

東住吉区役所では、

「利用者支援専門員(保育コンシェルジュ)」を配置し、

保育所などの保育資源やサービスの利用相談、情報提供を行っています。

東住吉区役所保健福祉課保育担当 電話06-4399-9856